

台風・地震等災害時の非常措置について

本校においては、次のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- 午前0時までに解除になった場合…5校時(13時45分)から始業【給食中止】
→13時15分 登校班集合場所に集合し、集団登校 バス:上樋爪12:58／樋爪13:00(集合12:40)
 - 午前0時現在、特別警報発令中の場合…臨時休業

2 暴風警報

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ① 午前7時までに解除になった場合…平常授業
 - ② 午前9時までに解除になった場合…3校時(10時45分)から始業
→10時15分 登校班集合場所に集合し、集団登校 バス:上樋爪9:58／樋爪10:00(集合9:40)
 - ③ 午前11時までに解除になった場合…5校時(13時45分)から始業(給食は中止)
→13時15分 登校班集合場所に集合し、集団登校 バス:上樋爪12:58／樋爪13:00(集合12:40)
 - ④ 午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

3 特別警報・暴風警報が在校中に発令された場合

下校の安全が確保できるまで学校に留め置くこととし、その後、「緊急時持ち出しカード」にそって対応いたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。
大雨警報・洪水警報が発表されている場合であっても、全市規模で「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令されている場合や可能性がある場合は、臨時休業を決定することがあります。

4 震度5弱以上の地震が登校前に発生した場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- 下校後、深夜0時までに発生した場合…翌日を臨時休業
深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日を臨時休業
 - 休業日、休業日前日に発生した場合…原則として休業明けの登校日を臨時休業
- ※安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「学校ホームページ」「すぐーる」で授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

5 震度5弱以上の地震が在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、保護者への引き渡しを実施します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

※震度4以下の地震が発生した場合は、以下の通り

平常通り授業をする場合 (原則)	<ul style="list-style-type: none">(平常授業後は)原則として下校。保護者が帰宅困難になることが予想され、事前に保護者から届けがある児童については保護者の引き取りまで学校で待機。
臨時休業をする場合 (被災状況に応じて校長判断)	<ul style="list-style-type: none">下校の安全が確認できるまでは、原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施。引き渡しを行う場合は、保護者が様々な事情により直ちに来校できない場合が想定されるため、引き取りに来校されるまでは、児童を学校で保護。